

教育ICT活用推進ワーキンググループ設置要領

(設置・目的)

第1条 本市では中長期的な視点に立って、ICTを活用した教育をさらに推進していくため、令和8年2月に策定した「大阪市学校教育ICTビジョン」(以下「ICTビジョン」という。)の各施策について、進捗管理・検証・改善や、課題の整理、方向性の決定などを行い、最適なICT教育が推進されるよう、適宜、ビジョンの継続的な見直しを進めていくことを目的とした、教育ICT活用推進ワーキンググループ(以下、「ワーキンググループ」という。)を設置する。ワーキンググループでは、総務部教育デジタル推進課を中心として、必要な検討・議論を行うこととする。

(協議事項)

第2条 ワーキンググループは、次に掲げる事項について協議する。

- (1) ICTビジョンの各施策の進捗管理・検証・改善
- (2) 教育ICTにかかる各施策の具体的な取組内容の課題の整理、方向性の決定
- (3) ICTビジョンの改訂等の検討

(組織の構成)

第3条 ワーキンググループは、別表1に掲げる者並びに掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 ワーキンググループに座長を置く。
- 3 座長は教育デジタル推進担当部長、座長代理は総合教育センター所長をもって充てる。
- 4 座長は、ワーキンググループを代表し、会務を総理する。
- 5 座長代理は、座長を補佐するとともに、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の開催)

第4条 ワーキンググループの会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(教育ICT活用検討会の設置)

第5条 ワーキンググループの円滑な運営を図るために、教育ICT活用検討会(以下「活用検討会」という。)を設置する。

- 2 活用検討会は、別表2に掲げる者並びに掲げる職にあるものをもって構成する。
- 3 活用検討会に、座長を置く。
- 4 座長は、教育デジタル推進課長をもって充てる。
- 5 座長は、活用検討会を代表し、会務を総理する。
- 6 活用検討会の会議は、座長が招集する。
- 7 活用検討会は、必要があると認めるときは、活用検討会の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。
- 8 活用検討会は、下部組織として、次の課題別検討チームを設置する。
 - (1) 個別最適な学び運用検討チーム
 - (2) ICT活用推進検討チーム

(現場教員教育ICT活用検討会の設置)

第6条 ワーキンググループの運営において、現場教員の実態や意見を聴取することでより実態に即した

検討・議論を行うため、現場教員教育 ICT 活用検討会（以下「現場職員検討会」という。）を設置する。

- 2 現場職員検討会は、別表 3 に掲げる者並びに掲げる職にあるものをもって構成する。
- 3 現場職員検討会に、座長を置く。
- 4 座長は、教育デジタル推進課長をもって充てる。
- 5 座長は、現場職員検討会を代表し、会務を総理する。
- 6 現場職員検討会の会議は、座長が招集する。
- 7 検討会は、必要があると認めるときは、検討会の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第 7 条 ワーキンググループ、活用検討会及び現場教員検討会の事務局については、教育委員会事務局総務部教育デジタル推進課教育DX推進グループに置く。

（施行の細目）

第 8 条 この要領に定めるもののほか、ワーキンググループ、活用検討会、現場教員検討会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

附則

（施行期日）

この要領は、令和 2 年 6 月 25 日から施行する。

附則

この改正要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この改正要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この改正要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この改正要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この改正要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

座長	教育委員会事務局 教育デジタル推進担当部長
座長代理	同 総合教育センター所長
	同 指導部長
事務局	教育委員会事務局総務部教育デジタル推進課教育DX推進グループ

座長	教育委員会事務局 教育デジタル推進課長
	同 学習DX推進担当課長
	同 教育基盤担当課長
	同 教育DX基盤担当課長
	同 初等・中学校教育担当課長
	同 指導部首席指導主事（ブロック担当）
	同 総合教育センター教育振興担当課長
事務局	教育委員会事務局総務部教育デジタル推進課教育DX推進グループ

座長	教育委員会事務局 教育デジタル推進課長
	同 学習DX推進担当課長
	同 教育基盤担当課長
	同 教育DX基盤担当課長
	同 次席指導主事（学習DX推進G）
	同 総括指導主事（学習DX推進G）
現場教員	本市学校教育ICT推進リーダー等から選出
事務局	教育委員会事務局総務部教育デジタル推進課教育DX推進グループ

(個別最適な学び運用検討チーム)

教育デジタル推進課、総合教育センター等から選出

(ICT活用推進検討チーム)

教育デジタル推進課指導部（初等・中学校教育担当各ブロックグループ）、総合教育センターから選出